

木更津市連携事業提案制度 令和7年度 公募要領

企画部オーガニックシティ推進課

令和7年8月

1 趣 旨

近年、人口減少や少子高齢化の急速な進行、コミュニティの希薄化など様々な課題が顕在化の中で、地方自治体は、多様化・高度化・複雑化する市民ニーズに対応する必要があります。本市も例外ではなく同様の課題を抱えており、市民がより暮らしやすいまちをつくるとともに、次世代へ責任をもって引き継いでいくためには、公民連携を推進し、民間事業者の持つノウハウやアイデア等を積極的に取り入れることが肝要であると考えています。

本市では、平成18年6月に策定した「木更津市PPP導入指針」に基づき、これまでも民間事業者との連携を推進してきましたが、公民連携の専門窓口が設置されていない、事業実施までのプロセスが不明確である、庁内の横断的な対応が必要となった際の体制が構築されていないなど、連携を進める上での仕組みが不十分でありました。

こうした流れから令和4年7月、課題を改善するとともに、「木更津市PPP導入指針」の中で位置付けられている事業形態のうち『連携型』の取組の促進を図り、民間事業者の持つノウハウやアイデア等を活かすことで、多様化・高度化・複雑化する市民ニーズに適切に対応していくことを目的として、民間事業者の主体的な参画や発意による提案を募集し、効果的・効率的な連携事業を創出する手法として「連携事業提案制度」を創設しました。

2 連携事業提案制度

本市の連携事業提案制度は、民間事業者の主体的な参画や発意により、行政サービスと民間の事業を融合するなど、民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かした効果的な提案（以下、「事業提案」という。）を募集し、地域課題の解決や市民サービスの質向上などを図る仕組みで、従来の手法や発想にとらわれない民間事業者との公民連携により、持続可能で良質な市民サービスの実現を目指すものです。

採択した提案を事業化する場合には、提案した事業者のノウハウやアイデア等の知的財産を保護する観点から随意契約を前提として市と詳細協議を行い、協議が調った段階で事業化を図ります。

3 提案募集の対象

(1) 提案の対象

提案募集の対象となるのは、本市のまちづくり・福祉・医療・経済・環境・教育・行財政運営など、全ての行政分野における事務事業等です。

ただし、PFI事業に関する提案については、原則「木更津市PPP導入指針」に基づいて検討するものとします。

なお、①市民サービスの向上や行政の生産性向上につながる提案であること、②木更津市に新たな財政負担を生じさせない提案であることを条件とし、次のとおり2種の類型に区分して提案を公募で受け付けます。

① テーマ設定型

事業担当課において、公民連携により解決したい課題を抽出し、あらかじめ特定するテーマについて、提案の募集を行うものです。

② フリー提案型（令和7年度は募集を見送ります。）

地域課題の解決に向けた取組など、まちづくりを推進するため、市の全ての施策を対象として、幅広く民間事業者の自由な提案を募集するものです。

(2) 受け付けることができない提案内容

提案の内容が以下に該当する場合、受け付けできない場合があります。

- ・ 本市に新たな財政負担が生じる提案
※ただし、提案内容が本市に財政的効果をもたらす場合（歳出の削減や歳入の増加につながるなど）において、本市の財政負担を伴う提案を排除するものではありません。
- ・ 既存の業務委託等について、単に受託者になろうとする提案
※単に予算の減額等の提案は対象外です。既存事業についての提案の場合、現在の予算を超えない範囲（または下回るもの）で独自性があり、新たな付加価値（市民サービスの向上、事務の効率化、人件費削減等）が認められる事業であること。
- ・ 現に本市が主体的に改善等を行おうとしている事業等に対する提案
例：サウンディング型市場調査でアイデアや市場性を把握する予定の事業等
- ・ 法令等により本市が直接すべき事業等（本市が直接実施すると判断するものも含む）に対する提案
- ・ 災害復旧など緊急実施が必要な事業等に対する提案
- ・ 市民サービスの向上を伴わない単なる事業廃止や価格引き下げ等の提案
- ・ 法令や公序良俗に反する提案
- ・ 政治的・宗教的な関連性や要素があること
- ・ その他公民連携の対象とすることが適当でないと認められる提案

4 参加資格

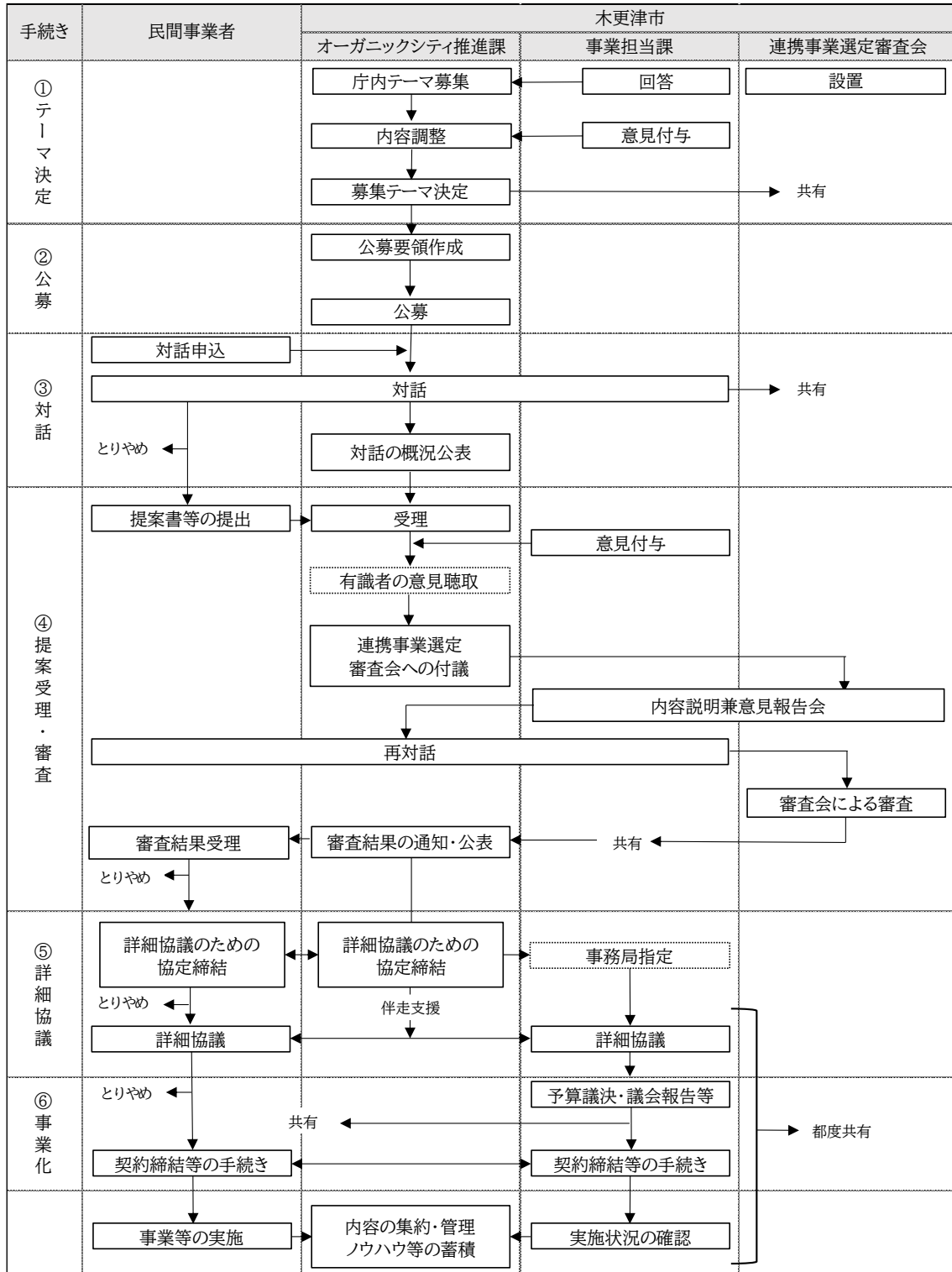
提案者は、次に掲げる要件を全て満たす法人若しくは個人事業主又は法人等のグループとします。なお、グループの場合は、全構成員が要件を満たしていることとします。

- ・ 提案内容の実施主体となる意思があること
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- ・ 木更津市暴力団排除条例（平成24年3月24日条例第5号）第2条に規定する者でないこと
- ・ 木更津市から指名停止処分を受けていない者
- ・ 国税及び地方税に滞納がないこと
- ・ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- ・ 個人情報を取り扱う事業等を提案又は実施するのに必要なプライバシーマークやISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）などを保持していること

5 提案の手続き

(1) 概 略

① 手続きのイメージ



② スケジュール

日程	事項
令和7年8月21日(木)～10月31日(金)	木更津市との対話申し込み期間
令和7年8月21日(木)～11月28日(金)	木更津市との対話
令和7年11月4日(火)～12月5日(金)	提案書等の提出
令和7年12月中下旬	意見報告会
令和7年12月下旬～令和8年1月下旬	再対話
令和8年2月上旬	審査委員による審査
令和8年2月下旬	審査結果通知送付
(以下、提案が採択となった場合)	
令和8年3月上旬	木更津市と詳細協議のための協定締結
令和8年3月上旬～(協定締結次第)	木更津市との詳細協議
(以下、詳細協議が調い、木更津市で手続きが終わった場合)	
随時	木更津市との契約締結等

(2) 手続き

① 公 募

市は市公式ホームページ等で民間事業者に対して公募要領を示し、提案を積極的に受け付けることを意思表示します。

また、市は「木更津市連携事業選定審査会」を設置し、提案の審査を行う体制を整えます。

② 木更津市との対話

提案の検討に際して本市との対話を希望する場合は、別紙様式第1号「対話申込書」をオーガニックシティ推進課までメールでご提出ください。

※ 対話は、民間事業者・事業担当課・オーガニックシティ推進課の3者において、アイデア段階で行うものと想定しており、対話の申し込み時点では、提案書等を本市に提出する必要はありません。

※ 対話において本市は、連携事業提案制度の説明のほか、本市の現状や事業実施の際に想定される懸念等をお伝えします。それらを基に、民間事業者は自らのノウハウや専門知識を活用して、主体的な参画や発意によりご提案をいただきます。

③ 提案書等の提出

対話期間終了後、事業担当課が、財政面や施設の利用可能性などの観点から実施可能と判断した場合は、別紙様式第2号「提案書」等をオーガニックシティ推進課にご提出ください。なお、本市において「4. 参加資格」を確認するための書類等を提案書とともにご提出いただきます。必要書類については、別途ご案内いたします。

また、提案書は、対話を行った民間事業者のみ受け付けます。対話を行っていない民

間事業者からの提出はできませんのでご注意ください。

※ 説明資料等がある場合は、別紙様式第2号「提案書」に添付してください。

④ 関連情報等

提案の検討の際に参考となる資料（各種計画や財産情報、統計情報など）は、市公式ホームページでご覧になれます。

6 審 査

提案の審査は、木更津市連携事業選定審査会において、市民サービスの質向上や行政の生産性向上への効果、独自性、実現可能性、制度の趣旨等を踏まえた視点により内容を審査し、提案の採否を決めます。また、提案の内容によっては、有識者等の意見を参考聴取することがあります。

なお、ここでいう提案の採否とは、本市との事業化に向けた詳細協議を行うか否かを決めるもので、この時点で事業化を決定するものではありません。

審査会においては、提案内容の詳細を把握した上で適正な審査を行うことを目的として、プレゼンテーション審査を実施します。なお、開催日時等については、別途ご連絡します。

7 審査結果の通知

審査の結果は、別紙様式第3号「採否決定通知書」により提案者へ通知します。

8 審査結果通知以降の手続きや留意点

審査結果通知以降の手続きは、原則として提案が採択された民間事業者と事業担当課の2者において調整します。

(1) 木更津市との詳細協議等

本市は、採択した提案について、当該提案を行った民間事業者と詳細協議に係る基本協定を締結し、事業化に向けた詳細協議を実施します。

協議の期間は、原則として協定締結日から年度末としますが、市及び提案者は、できる限り短期間で協議が調うよう努めるものとします。ただし、協定期間経過後、市及び提案者の双方が協議を継続すべきと認める場合は、協議期間を延長する旨記載した変更協定を締結の上、協議を継続します。

双方の合意に至らず、協議が調わなかった場合は、提案内容は事業化されず、締結した協定を解除します。また、提案が「3. 提案募集の対象(2) 受け付けることができない提案内容」に該当する可能性があるとして判断された場合や、実施する事業が「5. 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合についても、同様に協定を解除します。

なお、協議の過程において提案者が負担した費用やリスク等については市は責任を負いません。

(2) 事業の実施

詳細協議を経て十分に実現可能性が高まった提案について、契約手続きや予算措置など市が事業として実施する上で必要な手続きを経た上で、提案者を事業主体として事業

を実施します。

この際、議会の議決又は承認が必要なものについて可決又は承認が得られない場合、事業は実施されません。

また、契約締結等の手続きにおいて、再度、「5. 参加資格」に定める要件確認等も行います。要件を満たさない場合には契約締結等ができませんのでご注意ください。

9 留意事項

提案者は、以下の内容について十分に確認を行い、提案に当たっては、これら留意事項を全て了承したものとします。

また、本留意事項の他に、個別の提案募集案件に応じて内容が追加される場合がありますので、各募集案件の留意事項等を都度ご確認ください。

(1) 提案の取扱い

- ・ 提案に関する全ての資料の作成、提出、協議等に伴う費用については、提案者の負担とします。
- ・ 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認することとし、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。

(2) 特許権等の侵害

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証するものとします。提案者は、提案書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対しての損害の賠償又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担又は必要な措置を講ずるものとします。

(3) 情報公開

- ・ 提案について、市公式ホームページに審査結果（提案及び採択件数）、採択した提案（提案名称及び事業者名）を公表する場合があります。
- ・ 提案事業実現後は、本市のホームページ等において、実現内容や成果物を利用・公表する場合があります。
- ・ 提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案内容については、事業を実施する際の公表を除き原則公表しません。ただし、実現に向けた調整を行うに当たって必要な範囲で、本市市内及び調整に必要な関係機関に対しては、提案内容及び提案書等情報の公開・提供を行う場合があります。
- ・ 対話から事業の実施に至るまでの過程の中で、本市から提供のあった情報については、その秘密を保持の上、本市からの承諾があった場合を除き、第三者への提供はできないものとします。
- ・ 職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、木更津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。情報公開請求があった場合には、同条例第7条及び第8条の規定に該当する部分を除き、原則公開します。

(4) 提案の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(5) 不測の事態への対応

本要領に記載されていない事項及び想定されていない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。

10 問合せ先

担 当	木更津市企画部オーガニックシティ推進課 公民連携係
電 話	0438-23-8049
メー ル	sousei@city.kisarazu.lg.jp
住 所	〒292-8501 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 駅前庁舎8階

令和7年 月 日

対話申込書

木更津市の「木更津市連携事業提案制度公募要領」に記載された内容について了承した上で、以下のとおり対話の申込みをします。

項目	記入欄
提案事業名称 ※テーマ設定型は、希望するテーマを【 】内にご記入ください。	【 】
事業者の名称	
事業者の所在地	
担当者の所属部署	
担当者の役職・氏名	
担当者のメールアドレス	
担当者の電話番号	
提案の概要 ※補足する資料がある場合若しくはこの様式によりがたい場合は、別途資料を添付してください（様式に定めはありません）。	
（グループで提案を予定している場合のみ記載）構成法人名（複数記名可。不明の場合は未記載でも構いません。）	

※提案の概要を補足する資料がある場合は、別添資料を添付してください。

印

木更津市の「木更津市連携事業提案制度公募要領」に記載された内容について了承した上で、以下のとおり提案します。

項目	記入欄
提案事業名称 ※テーマ設定型は、希望するテーマを【 】内にご記入ください。	【 】
提案の概要	
提案により更なる市民サービスの向上が見込める分野・範囲	
希望する実施期間	
収支計画の概要 (市のリスクの高低、市に新たな財政負担が生じないスキーム内容 等)	
提案を実現するための事業手法・体制・考え方などの概要	
その他 (提案の独自性や固有のノウハウであることなどの説明 等)	
添付資料の有・無	

※上表の内容を補足する資料がある場合若しくはこの様式によりがたい場合は、別途資料を添付してください（様式に定めはありません）。

別紙様式第3号

木 才 第 号

令 和 7 年 月 日

様

木更津市長 渡 辺 芳 邦 印

木更津市連携事業提案制度採否決定通知書

令和7年 月 日付けで提案のあった事業について、木更津市連携事業提案制度
公募要領の規定により、下記のとおり選考審査の結果を通知します。

今後とも、木更津市政へのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

提案事業名称	
審査結果	
特記事項	